

第73期

定時株主総会 招集ご通知

2023年1月1日～2023年12月31日

本年の定時株主総会におきましても、昨年同様株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はいたしておりません。
ご了承賜りますようお願い申し上げます。

日時 2024年3月26日（火曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。)

場所 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル4階「飛翔の間」

議決権行使書受付期限
2024年3月25日（月曜日）午後5時30分まで

Contents

- 第73期定時株主総会招集ご通知 …………… 1
- 事業報告 …………… 5
- 連結計算書類 …………… 23
- 計算書類 …………… 25
- 監査報告書 …………… 27
- 株主総会参考書類 …………… 32
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役以外の取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
 - 第5号議案 会計監査人選任の件

証券コード:4248
2024年3月6日
(電子提供措置の開始日2024年3月4日)

株 主 各 位

東京都台東区西浅草一丁目5番15号
(本社 東京都台東区松が谷二丁目21番5号)

竹 本 容 器 株 式 会 社

代表取締役社長 竹 本 笑 子

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととご拝察いたします。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第73期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.takemotokk.jp/library/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、「銘柄名 (会社名)」に「竹本容器」又は証券「コード」に「4248」(半角)を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日の出席に代えて、書面又は電磁的方法(インターネット)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2024年3月25日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月26日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル4階 「飛翔の間」
3. 目的事項
報告事項 1. 第73期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告及び連結
計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報
告の件
2. 第73期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役以外の取締役に対する譲渡制限付株式の付与のため
の報酬決定の件
第5号議案 会計監査人選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株
主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書類の提出が必要とな
りますのでご了承ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたもの
として取り扱わせていただきます。

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



開催日時 2024年3月26日(火曜日)午前10時(受付開始午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

当日株主総会にご出席いただけない場合

▶ インターネットによる議決権行使



行使期限 2024年3月25日(月曜日)午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

スマートフォンから「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイト
にアクセスすることも可能です。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使について」をご覧ください。

▶ 書面(郵送)による議決権行使の場合



行使期限 2024年3月25日(月曜日)午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

議決権の行使に関する事項

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時30分から午前5時30分までは取り扱いを休止します）。

【議決権行使ウェブサイト】 <https://evote.tr.mufg.jp/>

- (2) パソコン、スマートフォンによる議決権行使は、株主様のインターネット利用環境やご使用の機種によっては、ご利用できない場合もございます。
ご不明な点につきましては下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
また、スマートフォンにて議決権行使書に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインID・パスワードをご入力することなく、議決権行使サイトにログインいただけます。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する接続料金等、通信料は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使についてのお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

議決権電子行使プラットフォームについて

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）が、当該プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

事業報告

(自 2023年1月1日)
(至 2023年12月31日)

1. 経営成績・財政状態に関する分析

(1) 経営成績に関する分析

(当期の経営成績)

当連結会計年度（2023年1月1日～2023年12月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う経済社会活動の停滞から正常化がさらに進み、景気回復の傾向がみられました。また、個人消費を中心に緩やかな回復基調が続く中、原材料価格の上昇は落ち着きを見せているものの、エネルギー、人件費などのコストの上昇により依然として景気の先行き不安感が継続しております。また、中国においては、個人消費の低迷により、本格的な景気回復に至らない状況が継続しております。

このような状況において、当社グループは生活上必要不可欠な容器－カタチ（容）あるウツワ（器）－をつうじて、お客様の商品である内容物の価値を安全に包み、さらにその価値と個性化を高め「世界の器文化に貢献」することを使命とし、お客様の求める商品価値の創造とより高い満足を目指して、Standoutなパッケージングソリューションを提供しております。

また、当社グループは自然に還りやすい「生分解性樹脂」の容器を開発して以来、植物由来のバイマス原料やリサイクルされた原材料を使用した製品、付替・詰替機能の付加により繰り返し使用できる製品、樹脂原材料の使用量を削減した製品など、資源循環型パッケージングカンパニーを目指して幅広くラインナップするとともに新たな容器開発も進めております。2023年3月には当社結城事業所(茨城県)に新ブロー棟が完成し生産を開始しております。生産エリアの拡張による生産能力の強化、次工程の印刷加工工程との内部接続で生産性が改善しており資源循環型製品向けの成形機の導入を進めております。また、欧州ではEC販売を開始しており顧客間口を広げ販路拡大に努めております。

業績面では資源循環型パッケージングのラインナップの充実をお客様から評価いただき、資源循環型パッケージング売上高は、新たに追加した区分(*)も含め34億49百万円(連結売上高に占める割合24.1%)となりました。日本国内においては、スタンダードボトルを軸とした開発提案型の営業活動を継続して行い新規案件の獲得にも努めた結果、資源循環型パッケージング売上が引き続き伸長し、さらに第4四半期の受注増による売上高押し上げ効果もあり、売上高は114億3百万円(前年同期比0.1%増)となりました。中国国内においては、昨年12月のゼロコロナ政策撤廃後も消費回復が鈍く、容器供給者間の競争激化など外部環境の変化もあり売上高は24億34百万円(前年同期比23.1%減)となりました。

一方、インドでは化粧品市場の活況が継続、営業活動を通じた当社の品揃えの多さの認知度向上により、取引顧客数も増加し、売上高は4億11百万円(前年同期比52.1%増)となりました。

損益面では、国内は資源高等による国内原材料費及び水道光熱費の負担増が継続したことなどにより利益率は低下したものの、製品の販売価格等の見直し等も寄与し年度後半から利益率が上昇傾向に転じました。一方、中国は売上高の低迷による売上総利益の減少、自社生産拠点の稼働率低下による固定費負担率の上昇等により利益率は大幅低下し、連結営業利益は前年同期比で大幅減となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は143億17百万円(前年同期比3.8%減)、連結営業利益は5億22百万円(前年同期比37.6%減)となりました。連結経常利益は6億7百万円(前年同期比33.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は2億94百万円(前年同期比20.1%減)となりました。

(*)当期より「資源循環が容易に可能な製品」を集計対象に追加しております。

販売先主要事業内容ごとの販売実績並びに地域別の売上高は次のとおりです。

(販売実績)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度		増減額 (百万円)	増減率(%)
	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)		
化粧品・美容	8,938	60.0	8,415	58.8	△522	△5.8
日用・雑貨	845	5.7	986	6.9	140	16.6
食品・健康食品	1,335	9.0	1,389	9.7	53	4.0
化学・医薬	805	5.4	786	5.5	△19	△2.4
卸、その他	2,960	19.9	2,740	19.1	△220	△7.4
計	14,885	100.0	14,317	100.0	△568	△3.8

また、地域ごとの売上高は次のとおりです。

区分	前連結会計年度		当連結会計年度		増減額 (百万円)	増減率(%)
	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)		
日本	11,320	76.1	11,313	79.0	△6	△0.1
中国	2,924	19.6	2,083	14.6	△841	△28.8
その他	639	4.3	919	6.4	279	43.8
計	14,885	100.0	14,317	100.0	△568	△3.8

(注) 売上高はお客様の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額（キャッシュ・フローベース）は12億40百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の所要資金は、自己資金で賄っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「お客様の商品である内容物の価値を安全に包み、さらにその価値と個性化を高め世界の器文化に貢献」することを会社の使命と認識し、「お客様の求める商品価値の創造とより高い満足を目指し、Standoutなパッケージングソリューションを提供すること」を中長期の目標として位置づけています（Standoutは「際立つ・優れた」の意味です）。世界的な環境意識が高まる中、当社グループでは、「資源循環型パッケージングカンパニー」として2030年までにグループ売上300億円を達成するとした「2030年ビジョン」を設定しております。

このビジョン達成のために、①圧倒的なスピードの実現、②資源循環型パッケージングを対象とする開発提案力の強化の2つの戦略を軸に掲げ、取り組んでおります。更に③アジアを中心としたグローバルな事業展開の推進、④人材採用及び育成についても、対処すべき課題として認識しております。

① 圧倒的なスピードの実現

当社グループの強みは、マーケティングから製品開発、生産、デリバリーの各プロセスのスピードに拘り、かつそれらを一気通貫体制で行うことで、お客様に圧倒的なスピードを提供する点にあります。当社グループでは、開発のデジタル化など一定の成果を上げているものの、従来以上にデジタル化を推進し、更なるスピードアップを図ってまいりたいと考えています。

(ア) 生産体制の強化

深刻な人手不足の影響で、当社グループにおいても、特に生産部門において十分なスピードが発揮できていない状況が発生しています。この事態を打開すべく、省力化・省人化対応に向けた設備投資の実行は、当社グループが対処すべき重要な課題であると認識しております。

(イ) 短納期への取り組み

お客様の商品ライフサイクルの短縮化に伴い、提供する製品の開発から納品までの期間短縮ニーズは一層高まっています。当社グループでは容器の企画・開発、生産、カスタマイズから販売までの各プロセスをデジタルで繋げることで、他社にない圧倒的なスピードを実現し、お客様の短納期要望のニーズに対応してまいります。

(ウ) TOGETHER LABの活用推進

優れた製品機能や充実したデザインによる開発提案をスピーディーに行うことは、お客様の幅広いニーズに対応する上で極めて重要です。

当社グループでは、2020年4月に「TOGETHER LAB」を開設し、お客様と共に価値を生み出す「共創開発拠点」としてお客様にご利用いただいております。お客様が思い浮かべたイメージをCADや3Dプリンターを活用することで、その場で実物を手にできることからお客様から高い評価を得ています。スピード感あふれる開発拠点として今後更に活用を推進してまいります。

(エ) 即納体制の強化

ヨーロッパ市場向けEC取引において、即納体制を充実させるために、製品在庫数を増やしました。さらに2030年にはグループ全体の製品在庫数を、現在の2,057種類から、5,000種類以上の水準まで増やす予定です。今後は、在庫増に加えて、注文からデリバリーまでのスピードアップなど製品の即納体制を充実させ、更なる短納期の実現を目指します。

(オ) WEBマーケティング（Eコマース）の強化

2023年11月に開設したヨーロッパ市場向けECサイトでは環境意識の高いお客様に対して、「資源循環型パッケージング」として後述しているReduce、Reuse、Recycle、Renewableのカテゴリーに分類して製品を紹介しています。ボトルとキャップの組み合わせで200個単位の販売を行っており、ヨーロッパ市場での取引顧客間口の拡大に貢献することを期待しています。今後は日本、インド、米国などの地域でも同様のEC展開も視野に入れております。

② 資源循環型パッケージングを対象とする開発提案力の強化

「カーボンニュートラル（脱炭素）」や「サーキュラーエコノミー（資源循環経済）」など、環境に配慮した取り組みが世界的に浸透する中で、当社グループでは「資源循環型パッケージング」の市場が急激に伸びていくことを想定しております。このような外部環境認識をふまえ、2030年ビジョンにおいて「資源循環型パッケージングカンパニー」を目指すことをコンセプトの中核として掲げました。このコンセプトは、(ア) 資源循環に適した素材 (Materials) の積極的な活用、(イ) 利用した資源の循環 (Recycling)、(ウ) 技術革新によるCO₂排出量の削減 (Innovation) の3つのテーマに重点を置いております。

(ア) Materialsについて

Materialsでは、Renewable（再生可能原料）、Recycling（リサイクル原料）、Replace（石化代替原料）などの原料活用を実現していく方針です。

(イ) Recyclingについて

Recyclingでは、資源循環の確立へ向けて使用済みの化粧品容器を対象としたBottle to Bottleの水平リサイクルの実証実験を開始いたします。

(ウ) Innovationについて

Innovationでは、Reuse（付替/詰替）やReduce（軽量化）など、CO₂排出量削減を推進する新製品開発を進めています。このReuseやReduceを推進するために、2030年までに金型保有数を現在の3,946型から5,740型まで増加させる計画で、金型の投資金額ベースにおいても、ReuseやReduceを含めて計画期間累計で約65億円規模を予定しております。

このように金型の品揃えの点においても「資源循環型パッケージングカンパニー」として、お客様ニーズに的確に応えられる態勢を構築してまいります。

③ アジアを中心としたグローバルな事業展開の推進

(ア) 中国事業について

中国市場は、不動産不況や消費マインドの後退を受けて、容器需要は想定を下回る水準となりました。加えて、競合他社の生産体制の強化等により、当社グループの相対的な競争力が低下し、受注が低迷しております。それにより工場の稼働率が低下したことから、二期連続の営業赤字を計上するに至っております。この状況を受け、当社グループとして、中国における開発戦略、生産戦略、営業戦略を見直し、黒字化に向けた施策を実行してまいります。

(イ) インド事業について

インド市場は、化粧品の通信販売の著しい伸びなど、市場拡大の動きが顕著となっております。当社グループの特徴であるアイテム数の多さや品質面の安心感など、訴求ポイントが浸透し始め、取引顧客数も増加し、昨年の売上は過去最高を記録しました。高い需要に応えるべく、生産能力の増強を図り、一層の事業拡大と最終利益の黒字化に向けた施策を実行してまいります。

④ 人材採用及び育成

企業として持続的な成長を目指す上で、人材の持つ重要性はこれまで以上に高まってきたと考えています。当社グループとして、人材採用と育成について、以下のように取り組んでまいります。

(ア) 人材採用について

採用市場の現状と将来予測、さらに当社の事業計画を加味したうえで中長期的な視点で人材を採用する方針です。少子高齢化が急速に進行している中、今後は若手の採用が一層厳しくなると想定されます。欠員補充といった採用ニーズだけでなく、会社規模の拡大、ノウハウの継承といった中長期的な視点でコア人材も積極的に採用してまいります。

(イ) 人材育成について

働くことの意義を問い直し、自発的で推進力のある組織への転換を図ってまいります。具体的には、新たに加入した社員や若手社員自身の「強み」を伸ばすための教育の実施、新規加入社員の早期戦力化、次世代のリーダー、幹部候補者の育成を念頭に置いた経営理念（ビジョン、ミッション、ストラテジー、ゴール、バリュー）の再徹底、階層別の研修、マネジメント層の育成などに取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第70期 2020年12月期	第71期 2021年12月期	第72期 2022年12月期	第73期 (当連結会計年度) 2023年12月期
売上高 (千円)	14,863,393	15,776,284	14,885,397	14,317,109
経常利益 (千円)	1,789,097	1,837,192	908,608	607,447
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	490,637	1,193,802	368,928	294,777
1株当たり当期純利益 (円)	39円16銭	95円28銭	29円45銭	24円40銭
純資産 (千円)	9,469,422	10,980,574	11,288,306	11,010,455
総資産 (千円)	17,712,394	18,976,858	18,618,390	17,919,486

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第72期の期首から適用しており、第72期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第70期 2020年12月期	第71期 2021年12月期	第72期 2022年12月期	第73期 (当事業年度) 2023年12月期
売上高 (千円)	11,664,153	12,016,775	11,402,745	11,426,491
経常利益 (千円)	1,315,286	1,955,691	1,894,673	782,529
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△279,719	1,358,514	1,497,880	527,086
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△22円33銭	108円43銭	119円55銭	43円63銭
純資産 (千円)	5,908,879	6,969,020	8,027,874	7,738,719
総資産 (千円)	13,690,821	14,392,753	14,860,937	14,286,975

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第72期の期首から適用しており、第72期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況 (2023年12月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社共栄プラスコ	30,749千円	100.0%	倉庫管理・配送業・不動産管理業
上海竹本容器包装有限公司	423万米ドル	100.0%	容器製造・販売業
竹本容器(昆山)有限公司	510万米ドル	100.0%	容器製造業
TAKEMOTO PACKAGING INC.	60万米ドル	100.0%	容器販売業
Takemoto Netherlands B.V.	207万ユーロ	100.0%	容器販売業・市場調査
TAKEMOTO PACKAGING (THAILAND) CO., LTD.	1,000万バーツ	100.0%	容器販売業
TAKEMOTO YOHKI INDIA PRIVATE LIMITED	12.5億ルピー	100.0%	容器製造・販売業

- (注) 1. 連結対象会社は、上記の重要な子会社の状況に記載の7社であります。
 2. 出資比率については、自己株式を除いて算出しております。

(7) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

当社グループは、容器の企画・開発・製造・販売を行っております。

(8) 主要な営業所及び事業所 (2023年12月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都台東区	プラスコ事業所	北海道空知郡
合羽橋ショールーム	東京都台東区	岡山事業所	岡山県勝田郡
大阪営業所	大阪府大阪市西区	株式会社共栄プラスコ	茨城県結城市
福岡営業所	福岡県福岡市中央区	上海竹本容器包装有限公司	中国
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区	竹本容器(昆山)有限公司	中国
結城事業所	茨城県結城市	TAKEMOTO PACKAGING INC.	アメリカ
吉川事業所	埼玉県吉川市	Takemoto Netherlands B.V.	オランダ
ジェイ・トム事業所	富山県中新川郡	TAKEMOTO PACKAGING (THAILAND) CO., LTD.	タイ
ジェイ・プラ事業所	北海道旭川市	TAKEMOTO YOHKI INDIA PRIVATE LIMITED	インド

(9) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
826名	53名減

- (注) 上記従業員数には、臨時従業員(パートタイマー、嘱託、顧問)310名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額（2023年12月31日現在）

借入先	借入額(千円)
株式会社三井住友銀行	1,259,990
株式会社みずほ銀行	777,199
株式会社日本政策投資銀行	576,000
株式会社三菱UFJ銀行	172,077
株式会社りそな銀行	84,977
株式会社中国銀行	24,940
日本生命保険相互会社	14,800
株式会社日本政策金融公庫	7,740
合計	2,917,723

2. 会社の株式に関する事項（2023年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式の総数 40,997,600株
(2) 発行済株式の総数 12,529,200株
(3) 株主数 11,830名
(4) 大株主

株主名(上位10名)	持株数 (株)	持株比率 (%)
竹 本 笑 子	2,870,000	23.85
竹本容器若竹持株会	654,600	5.44
竹 本 え つ こ	618,200	5.14
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	537,400	4.47
深 澤 隆 弘	535,400	4.45
竹 本 雅 英	426,000	3.54
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	362,100	3.01
深 澤 英 里 子	220,000	1.83
竹 本 力	200,000	1.66
山 本 勝 人	158,000	1.31

- (注) 1. 当社は自己株式を497,200株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2023年12月31日現在)

新株予約権の名称	第1回新株予約権 (2016年株式報酬型)	第3回新株予約権 (2017年株式報酬型)	第4回新株予約権 (2018年株式報酬型)	
新株予約権の発行決議日	2016年4月20日	2017年3月28日	2018年4月13日	
新株予約権の数	53個	56個	45個	
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 10,600株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 11,200株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 9,000株 (新株予約権1個につき200株)	
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償	
新株予約権の行使価格	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	
新株予約権の行使期間	2016年5月13日から 2056年5月12日まで	2017年4月18日から 2057年4月17日まで	2018年5月2日から 2058年5月1日まで	
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員 を除く)	新株予約権の数：41個 株式数：8,200株 保有者数：3名	新株予約権の数：45個 株式数：9,000株 保有者数：3名	新株予約権の数：35個 株式数：7,000株 保有者数：3名

- (注) 1. 取締役（監査等委員）及び社外取締役には、新株予約権を割当てておりません。
2. 新株予約権者は、新株予約権の払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺しております。
3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。
- ①新株予約権者は、上記行使期間内において、当社及び当社子会社のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
 - ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年12月31日現在)

地位	氏名	性別	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	竹本 笑子	女性	
常務取締役	深澤 隆弘	男性	オランダ担当兼インド担当 上海竹本容器包装有限公司 董事長 竹本容器(昆山)有限公司 董事長 TAKEMOTO PACKAGING INC. President Takemoto Netherlands B.V. Director
取締役	竹本 えつこ	女性	Takemoto Netherlands B.V. Director
取締役(監査等委員)	穴田 信次	男性	
取締役(監査等委員)	田中 達也	男性	弁護士 熊谷・田中・津田法律事務所 パートナー
取締役(常勤監査等委員)	石川 雅郎	男性	
取締役(監査等委員)	小川 一夫	男性	公認会計士 小川会計事務所 代表

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 穴田信次氏、田中達也氏、石川雅郎氏及び小川一夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。
取締役石川雅郎氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
3. 取締役(監査等委員) 穴田信次氏は、証券取引所、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員) 田中達也氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役(監査等委員) 石川雅郎氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役(監査等委員) 小川一夫氏は、公認会計士であり、上場会社に対する長年の監査経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役(監査等委員) 穴田信次氏、田中達也氏、石川雅郎氏及び小川一夫氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられた独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、役員として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する旨を定めています。これにより取締役（監査等委員）穴田信次氏、田中達也氏、石川雅郎氏及び小川一夫氏との間で、当該責任限定契約を締結しています。

その内容は次のとおりであります。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員及び執行役員が期待される役割を十分果たせるよう、また、有用な人材を迎えることができるよう、当社の取締役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を全額当社負担にて締結しております。

補填の対象は、法律上の損害賠償金、争訟費用としております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としています。

(4) 取締役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ. 役員報酬の基本方針

当社の取締役の報酬等は、当社の価値の最大化を目的として経営に当たる責務の対価として、職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬と株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役の報酬はその職務に鑑み基本報酬のみとしております。また、取締役の個人別の報酬等に決定方針については、監査等委員である取締役が過半数を占める取締役会の決議により決定しております。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、2016年3月29日開催の第65期定時株主総会において決議した内容の範囲内（年額250百万円以内）で、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績を考慮しながら業務分担の状況及び会社への貢献度を総合的に勘案して決定するものとしております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。

また、監査等委員である取締役の報酬額につきましては、2016年3月29日開催の第65期定時株主総会において決議、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50百万円以内としております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

ハ. 株式報酬（非金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の業務執行取締役の株式報酬は、株式報酬型ストック・オプションの付与とし、2016年3月29日開催の第65期定時株主総会において決議した内容の範囲内(年額50百万円の限度内)で、対象者の所有する当社株式の状況を勘案のうえ、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績を考慮しながら業務分担の状況及び会社への貢献度を総合的に勘案して決定するものとしております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。

二. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ検討を行い取締役会の委任を受けた代表取締役社長は、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。なお、現時点の方針としては、ストック・オプションの付与は予定しておらず、基本報酬のみとしております。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役が具体的内容を検討し、監査等委員である取締役が過半数を占める取締役会の決議により決定するものとしております。

ヘ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、各取締役に期待される役割と責任を考慮し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が基本方針に基づき作成した報酬案を、監査等委員会が確認し監査等委員会の同意を得た上で最終決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員区分ごとの報酬等の内訳

区分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 (-名)	74百万円 (-百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (4名)	21百万円 (21百万円)
合計	7名 (4名)	96百万円 (21百万円)

(注)上記のほか、海外の当社連結子会社に勤務している取締役1名に対して、勤務期間に応じて当該連結子会社より総額0百万円の報酬を支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はございません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はございません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	穴田 信次	当事業年度開催の取締役会、監査等委員会の全てに出席し、必要に応じ、長年にわたり証券取引所、金融機関等で勤務、その経歴を通じて培った経験・専門的見地から発言を行っております。
取締役（監査等委員）	田中 達也	当事業年度開催の取締役会、監査等委員会の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役（常勤監査等委員）	石川 雅郎	当事業年度開催の取締役会、監査等委員会の全てに出席し、必要に応じ専門的見地から発言を行っております。 また、常勤監査等委員として、監査等委員会の議長を務め、監査等委員の職務である取締役による業務執行の職務の執行の適法性や妥当性を監査及び監査報告の作成等を中心的な立場を務めております。
取締役（監査等委員）	小川 一夫	当事業年度開催の取締役会、監査等委員会の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第一項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「リスクマネジメント規程」及び「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンスを事業活動を行う上での基本原理として全役員及び全従業員に周知徹底させるとともに、その遵守を求め、コンプライアンス意識の向上のために社内研修を実施しているほか、コンプライアンス遵守状況及び対応状況のモニタリングを行いその結果等をリスクマネジメント委員会及び取締役会に報告することにしております。

内部監査室は、当社各部門並びに子会社各社に対して網羅的に内部監査を実施し、法令、定款及び社内諸規程等への準拠性を監査し、定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告しております。さらに、法令上、疑義のある行為などに関する相談又は通報の適正な処理の仕組みとして通報窓口を設置して、法令遵守の実効性を高めております。

(2) 取締役及び執行役員の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会・取締役会のほか重要な会議の意思決定や各取締役が「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づいて行った決裁、取締役の職務執行に係る情報について、取締役会の議事録、稟議書等を作成し、法令及び「文書管理規程」に定められた期間、適切に保存及び管理しております。

(3) 損失の危機管理に関する規程その他の体制

「職務権限規程」、「職務分掌規程」、「組織規程」及びその他の社内規程に基づき、取締役並びに部門長権限を付与された責任者が担当分掌範囲において責任を持ってリスク管理体制を構築しており、リスク管理の観点から特に重要な事項が生じた場合等については、取締役会の決議により、規程の制定及び改廃を行う体制となっております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は経営方針・戦略の意思決定機関であり、取締役7名（うち 社外取締役4名）で構成されており、法令及び「取締役会規程」で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定し、その業務執行状況を監督するため、取締役会を定例（毎月1回）及び臨時に開催しております。

また、取締役が職務の執行を妥当かつ効率的に行う基礎となる経営情報等を得るため、毎月社内各部門及び子会社の業務執行状況について、取締役会に先立って月次報告書を作成し、社内限定のグループウェアを通じて取締役のほか部門長にも共有されております。

- (5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、当社の企業規模から、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人を置いておりません。ただし、監査等委員会は監査業務に必要な事項を経理部又は総務部に依頼することができることとなっております。
- (6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会より監査等委員会を補助することの要請を受けた場合、経理部又は総務部の使用人はその要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けません。また、当該使用人の任命、人事異動及び人事評価には常勤監査等委員の同意を必要とします。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、その他監査等委員会の監査が効率的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、いつでも取締役及び使用人に対して報告及び情報の提供を求めることができ、取締役及び使用人は、監査等委員会から報告及び情報提供を求められた場合は、遅滞なく情報提供等ができるように、監査等委員会監査の環境整備に努めております。また、監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、併せて内部監査室及び会計監査人と定期的に協議会を開催し、監査の方法及び監査結果等について報告を受け、相互に連携を図っております。
- (8) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
金融商品取引法の定めに基づき、財務報告の信頼性と適正性を確保するために、全社統制、業務プロセスの統制を強化する内部統制システムを構築・運用・評価し、不備があれば是正する体制を構築しております。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制
「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、いかなる場合においても反社会的勢力に対し毅然とした姿勢をもって対峙し、その不当な要求に対しては関係機関とも連携のうえ、これに応じないことの徹底を図ることとしています。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度において以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適法性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他監査等委員会は13回、リスクマネジメント委員会は3回開催いたしました。
- ② 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。



(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,581,032	流動負債	4,282,759
現金及び預金	5,484,436	支払手形及び買掛金	728,613
受取手形及び売掛金	3,034,150	電子記録債務	1,658,541
商品及び製品	1,391,503	1年内返済予定の長期借入金	662,850
仕掛品	33,005	未払法人税等	198,962
原材料及び貯蔵品	397,429	その他	1,033,793
その他	242,018	固定負債	2,626,271
貸倒引当金	△1,512	長期借入金	2,254,873
固定資産	7,338,454	退職給付に係る負債	356,364
有形固定資産	6,770,320	資産除去債務	9,868
建物及び構築物	6,184,362	繰延税金負債	5,165
減価償却累計額	△2,698,193	負債合計	6,909,031
建物及び構築物 (純額)	3,486,168	(純資産の部)	
機械装置及び運搬具	6,215,210	株主資本	9,714,053
減価償却累計額	△4,470,022	資本金	803,421
機械装置及び運搬具(純額)	1,745,187	資本剰余金	1,030,584
工具、器具及び備品	670,644	利益剰余金	8,252,131
減価償却累計額	△503,940	自己株式	△372,084
工具、器具及び備品 (純額)	166,704	その他の包括利益累計額	1,247,081
金型	5,541,107	その他有価証券評価差額金	2,422
減価償却累計額	△5,000,232	為替換算調整勘定	1,233,830
金型 (純額)	540,874	退職給付に係る調整累計額	10,829
土地	752,410	新株予約権	49,320
建設仮勘定	78,973	純資産合計	11,010,455
無形固定資産	370,846	負債・純資産合計	17,919,486
投資その他の資産	197,287		
投資有価証券	7,305		
繰延税金資産	11,887		
その他	178,251		
貸倒引当金	△156		
資産合計	17,919,486		

連結損益計算書

(自 2023年1月1日
至 2023年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		14,317,109
売上原価		10,498,908
売上総利益		3,818,200
販売費及び一般管理費		3,296,154
営業利益		522,045
営業外収益		
受取利息	18,458	
受取配当金	156	
為替差益	59,839	
受取保険金	5,287	
助成金収入	3,730	
その他	16,783	104,255
営業外費用		
支払利息	16,096	
その他	2,757	18,854
経常利益		607,447
特別損失		
固定資産除却損	722	722
税金等調整前当期純利益		606,724
法人税、住民税及び事業税	321,693	
法人税等調整額	△9,746	311,946
当期純利益		294,777
親会社株主に帰属する当期純利益		294,777

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,302,313	流動負債	3,933,408
現金及び預金	3,156,966	支払手形	144,417
受取手形	941,782	電子記録債務	1,658,541
売掛金	1,585,565	買掛金	461,512
商品及び製品	1,182,536	1年内返済予定の長期借入金	662,850
仕掛品	19,880	未払金	241,425
原材料及び貯蔵品	291,820	未払費用	167,505
前払費用	54,038	未払法人税等	171,738
その他	71,280	前受金	124,802
貸倒引当金	△1,556	預り金	49,587
固定資産	6,984,661	設備関係支払手形	232,877
有形固定資産	4,136,662	その他	18,150
建物	2,676,617	固定負債	2,614,846
構築物	79,186	長期借入金	2,254,873
機械及び装置	961,198	退職給付引当金	350,105
車両運搬具	873	資産除去債務	9,868
工具、器具及び備品	129,526	負債合計	6,548,255
金型	191,439	(純資産の部)	
土地	86,947	株主資本	7,686,976
建設仮勘定	10,872	資本金	803,421
無形固定資産	166,358	資本剰余金	1,030,584
借地権	83,452	資本準備金	850,479
ソフトウェア	77,020	その他資本剰余金	180,105
その他	5,886	利益剰余金	6,225,054
投資その他の資産	2,681,641	利益準備金	10,600
投資有価証券	7,305	その他利益剰余金	6,214,454
関係会社株式	2,274,763	別途積立金	118,000
出資金	360	繰越利益剰余金	6,096,454
破産更生債権等	156	自己株式	△372,084
長期前払費用	45,127	評価・換算差額等	2,422
繰延税金資産	172,352	その他有価証券評価差額金	2,422
その他	181,732	新株予約権	49,320
貸倒引当金	△156	純資産合計	7,738,719
資産合計	14,286,975	負債・純資産合計	14,286,975

損益計算書

(自 2023年1月1日
至 2023年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
商品及び製品売上高	11,421,051	
その他の売上高	5,439	11,426,491
売上原価		
商品及び製品売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	1,096,703	
当期商品及び製品仕入高	3,296,503	
当期製品製造原価	4,946,969	
商品及び製品期末たな卸高	1,182,536	8,157,640
その他の売上原価		5,119
売上原価合計		8,162,759
売上総利益		3,263,732
販売費及び一般管理費		2,556,067
営業利益		707,665
営業外収益		
受取利息	18,686	
受取配当金	156	
受取保険金	5,287	
為替差益	55,079	
助成金収入	340	
その他	12,509	92,059
営業外費用		
支払利息	15,535	
その他	1,658	17,194
経常利益		782,529
特別利益		
固定資産売却益	3,199	3,199
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		785,729
法人税、住民税及び事業税	265,065	
法人税等調整額	△6,422	258,643
当期純利益		527,086

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

竹本容器株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 宮 島 章
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 三 木 崇 央
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、竹本容器株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、竹本容器株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

竹本容器株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 宮 島 章
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 三 木 崇 央
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、竹本容器株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月22日

竹本容器株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員	穴 田 信 次	㊟
監 査 等 委 員	田 中 達 也	㊟
監 査 等 委 員	石 川 雅 郎	㊟
監 査 等 委 員	小 川 一 夫	㊟

(注) 監査等委員 穴田信次、田中達也、石川雅郎、小川一夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、2024年までの中期計画期間までの配当に関しては安定的な株主還元を実施する観点から純資産配当率（DOE）4.0%を目途とする配当方針に基づき、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 18円 00銭 総額 216,576,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>たけもと えみ こ 竹本 笑子 (1975年8月21日生) [女性]</p> <p>2023年度取締役会への出席状況 開催18回 出席18回 出席率100%</p>	<p>1999年6月 当社入社 2001年7月 当社営業本部副本部長 2004年3月 当社取締役就任 2004年12月 当社代表取締役社長（現任） 2006年1月 上海竹本容器包装有限公司董事長 竹本容器（昆山）有限公司董事長 2020年3月 株式会社共栄プラスコ 代表取締役</p>	2,870,000株
		<p>【取締役候補者とした理由】 竹本笑子氏は、2004年3月に当社取締役に就任、同年12月から当社代表取締役社長に就任しております。厳しい事業環境の中、当社が目指す資源循環型パッケージングメーカーとしての基盤確立へ向けて、常に高い見地から経営トップとして卓越した経営手腕を発揮しております。同氏がこれまで多岐にわたる分野で培ってきた幅広く深い知見と経験に裏打ちされたリーダーシップは、今後も当社グループの経営において必要不可欠であると判断することから、取締役候補者としたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">ふか ぎわ たか ひろ 深 澤 隆 弘</p> <p style="text-align: center;">(1970年5月23日生) [男性]</p> <p>2023年度取締役会への出席状況 開催18回 出席18回 出席率100%</p>	<p>2000年9月 当社入社 2004年3月 当社取締役就任 2004年11月 当社海外事業部長 2005年6月 TAKEMOTO PACKAGING INC. President 2006年7月 当社企画開発部門担当 2007年4月 当社海外担当 2008年1月 当社経理部門担当 2008年5月 当社総務兼経理部門担当 2008年11月 当社営業部門担当 2010年4月 当社営業企画室担当 2010年10月 当社生産部門担当 2011年6月 当社常務取締役（現任） 2013年1月 上海竹本容器包装有限公司総経理 竹本容器（昆山）有限公司総経理 2014年4月 TAKEMOTO PACKAGING INC. President（現任） 2015年1月 上海竹本容器包装有限公司董事長（現任） 竹本容器（昆山）有限公司董事長（現任） 2018年6月 当社インド担当（現任） 2018年12月 当社生産統括 2019年7月 Takemoto Netherlands B.V. Director（現任） 当社オランダ担当（現任）</p> <p><重要な兼職の状況> 上海竹本容器包装有限公司 董事長 竹本容器（昆山）有限公司 董事長 TAKEMOTO PACKAGING INC. President Takemoto Netherlands B.V. Director</p> <p>【取締役候補者とした理由】 深澤隆弘氏は、2004年3月に当社取締役に就任、2011年6月から当社常務取締役に就任しております。同氏はこれまでの当社の海外事業拡大に貢献してきております。当社の海外事業における、中国市場の競争力強化、インド市場における業容拡大などの課題に対応していくため、その実績、能力、経験が欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>	535,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p>新任</p> <p>柳原光浩 (1964年3月26日生) 【男性】</p>	<p>1991年5月 当社入社 2011年5月 当社執行役員就任 2023年4月 当社執行役員品質保証部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 柳原光浩氏は、2011年5月に当社執行役員に就任しております。同氏は当社の事業内容である包装容器等の製造販売に深く関与する営業、企画開発、技術、生産、品質の各部門にて責任者として活躍、事業の拡大に貢献してきており、その実績、能力、経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としていたしました。</p>	2,100株
4	<p>新任</p> <p>中川正人 (1972年11月5日生) 【男性】</p>	<p>1995年4月 当社入社 2014年5月 当社執行役員就任 2023年11月 当社執行役員技術部長兼結城製造部統括（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 中川正人氏は、2014年5月に当社執行役員に就任しております。同氏は当社入社後、生産、技術部門にて活躍、生産面では新たな生産拠点の開設や生産効率の向上、技術面では金型設計、開発の責任者として国内のみならず、海外の拠点でも事業の拡大に貢献し、その実績、能力、経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としていたしました。</p>	6,400株
5	<p>新任</p> <p>北内和久 (1967年1月31日生) 【男性】</p>	<p>2010年12月 当社入社 2017年5月 当社執行役員就任 2019年3月 当社執行役員経理部担当、IR担当（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 北内和久氏は、2017年5月に当社執行役員に就任しております。同氏は当社入社後、管理部門にて主に財務会計分野の責任者として従事、上場準備では中心的な立場として活躍、2014年12月の新規上場にご貢献しました。上場後はIR担当を兼務、その実績、能力、経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としていたしました。</p>	—

- (注) 1. 当社は竹本容器（昆山）有限公司に対して債務保証を行っております。
2. 取締役候補者深澤隆弘氏は、当社の子会社である上海竹本容器包装有限公司及び竹本容器（昆山）有限公司の董事長、TAKEMOTO PACKAGING INC.President、Takemoto Netherlands B.V. Directorを兼務しており、当社は各社と営業上の取引関係があります。
3. その他の候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訟争費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役4名が任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>あな だ しん じ 穴 田 信 次 (1947年4月27日生) [男性]</p> <p>2023年度取締役会への出席状況 開催18回 出席18回 出席率100%</p> <p>2023年度監査等委員会への出席状況 開催13回 出席13回 出席率100%</p>	<p>1973年5月 東京証券取引所入所 1987年6月 水戸証券株式会社入社 1993年6月 同社取締役 1997年6月 同社常務取締役 2003年6月 同社監査役 2004年8月 小津産業株式会社社外監査役 2005年2月 株式会社オプトエレクトロニクス 社外監査役 2014年1月 当社社外取締役 2014年8月 小津産業株式会社社外取締役（現任） 2016年2月 株式会社オプトエレクトロニクス 社外取締役（現任） 2016年3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）</p>	3,000株
		<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 穴田信次氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり証券取引所、金融機関等で勤務し、多数の企業との接触経験を有しているからです。当社において、その経歴を通じて培った経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">たなか たつや 田中達也 (1975年7月30日生) [男性]</p> <p>2023年度取締役会への出席状況 開催18回 出席18回 出席率100%</p> <p>2023年度監査等委員会への出席状況 開催13回 出席13回 出席率100%</p>	<p>2002年10月 弁護士登録 牛島総合法律事務所入所</p> <p>2005年6月 佐藤総合法律事務所入所</p> <p>2009年2月 熊谷・田中法律事務所 (現熊谷・田中・津田法律事務所) 開設 パートナー (現任)</p> <p>2014年1月 当社社外取締役</p> <p>2015年6月 株式会社ネクストジェン社外監査役</p> <p>2016年3月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2016年6月 株式会社ネクストジェン社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2021年6月 株式会社ガーデン社外監査役 (現任)</p> <p><重要な兼職の状況> 弁護士 熊谷・田中・津田法律事務所 パートナー</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 田中達也氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として、特に企業法務において精通し多数の企業との接触経験を有しているからです。当社において、その経歴を通じて培った経験・見識からの視点に基づく経営への助言、並びに監督とチェック機能を期待し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。</p>	-
3	<p style="text-align: center;">おがわ かずお 小川一夫 (1950年9月18日生) [男性]</p> <p>2023年度取締役会への出席状況 開催18回 出席18回 出席率100%</p> <p>2023年度監査等委員会への出席状況 開催13回 出席13回 出席率100%</p>	<p>1974年4月 昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所</p> <p>1995年5月 同法人シニア・パートナー (代表社員) 就任</p> <p>2010年6月 同法人退所</p> <p>2010年7月 小川会計事務所代表 (現任)</p> <p>2011年4月 株式会社松岡監査役 (現任)</p> <p>2012年7月 東和フードサービス株式会社取締役</p> <p>2020年3月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p><重要な兼職の状況> 公認会計士 小川会計事務所 代表</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 小川一夫氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として上場会社における長年の監査経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているからです。当社において、業務執行に対する独立した立場から監査等委員としての役割・責務を果たすことに期待し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。</p>	-

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	<p>新任</p> <p>江野澤 哲也 (1962年11月11日生) [男性]</p>	<p>1985年4月 野村證券株式会社入社 1999年11月 野村企業情報株式会社 2005年7月 野村プリンシパル・ファイナンス株式会社 2008年9月 株式会社経営共創基盤 2011年3月 株式会社ジーアシスト 代表取締役 (現任) <重要な兼職の状況> 株式会社ジーアシスト 代表取締役</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 江野澤哲也氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり証券会社、投資銀行、経営コンサルティング会社で勤務し、多数の企業との接触経験を有しているからです。当社において、その経歴を通じて培った経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。</p>	-

- (注) 1. 穴田信次氏、田中達也氏、小川一夫氏、江野澤哲也氏は社外取締役候補者であります。
2. 穴田信次氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって10年2カ月であり、当社監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は8年であります。
3. 田中達也氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって10年2カ月であり、当社監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は8年であります。
4. 小川一夫氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者穴田信次氏、田中達也氏、小川一夫氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。また、江野澤哲也氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金、訟争費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
8. 当社は、穴田信次氏、田中達也氏、小川一夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、江野澤哲也氏も独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、当社は独立役員として指定する予定です。

<ご参考>

当社取締役及び取締役（監査等委員）のスキルマトリックス

第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合の当社取締役及び取締役（監査等委員）の有する専門性及び経験は次のとおりであります。

当社における地位	氏名	性別	企業経営	他社での 役員経験	グローバル ビジネス	営業・ マーケティング	開発・ デザイン	生産・技術	経営知見
代表取締役社長	竹本 笑子	女性	○			○			
常務取締役	深澤 隆弘	男性	○		○	○			
取締役	柳原 光浩	男性				○	○		
取締役	中川 正人	男性						○	
取締役	北内 和久	男性							○ (財務、会計)
取締役 (監査等委員)	穴田 信次	男性		○					○ (資本市場)
取締役 (監査等委員)	田中 達也	男性		○					○ (法務)
取締役 (監査等委員)	小川 一夫	男性		○					○ (財務、会計、税務)
取締役 (監査等委員)	江野澤 哲也	男性		○					○ (資本市場)

第4号議案 監査等委員である取締役以外の取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額は、2016年3月29日開催の第65期定時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、それとは別枠で株式報酬型ストック・オプションの報酬等として、年額50百万円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものいたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間50,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額50百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものいたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することいたします。

なお、現在の対象取締役は3名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員のいずれの地位をも退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものです。

当社は2024年3月26日開催の取締役会において、任意の指名・報酬委員会を設置する予定であり、当該取締役会にて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を改定する予定ですが、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、当該変更後の方針に沿う必要かつ合理的な内容となっています。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2024年2月22日時点）に占める割合は約0.4%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

本議案をご承認いただいた場合には、当社は、当社の執行役員及び所定の要件を満たす従業員に対しても、同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

2024年3月26日に変更予定の「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の概要」

1. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、当社の価値の最大化を目的として経営に当たる責務の対価として、職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み基本報酬のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、2016年3月29日開催の第65期定時株主総会において決議した内容の範囲内で、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績を考慮しながら業務分担の状況及び会社への貢献度を総合的に勘案して決定するものとする。

3. 株式報酬（非金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の業務執行取締役の株式報酬は、株式報酬型ストック・オプション及び譲渡制限付株式報酬とする。

株式報酬型ストック・オプションについては、2016年3月29日開催の第65期定時株主総会において決議した内容の範囲内で、対象者の所有する当社株式の状況を勘案のうえ、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績を考慮しながら業務分担の状況及び会社への貢献度を総合的に勘案して決定するものとする。

譲渡制限付株式報酬については、取締役等から退任又は退職する時に譲渡制限が解除される譲渡制限付株式とし、2024年3月26日開催の第73期定時株主総会において決議した内容の範囲内で、対象者の所有する当社株式の状況を勘案のうえ、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績を考慮しながら業務分担の状況及び会社への貢献度を総合的に勘案して決定するものとする。

4. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準及び各報酬の割合を踏まえ検討を行う。指名・報酬委員会は、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、現時点の方針としては、ストック・オプションの付与は予定しておらず、基本報酬または譲渡制限付株式とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、指名・報酬委員会に諮問した上で、その答申を踏まえて、取締役会の決議により決定するものとする。

以 上

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります仰星監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに應和監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が應和監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の継続監査年数を考慮し、新たな視点での監査が期待できることに加え、同法人の会社との利害関係の有無、職業的専門家としての専門能力、職業倫理、内部管理体制等について監査等委員会で定める会計監査人評価・選定基準に基づき検討を行い、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

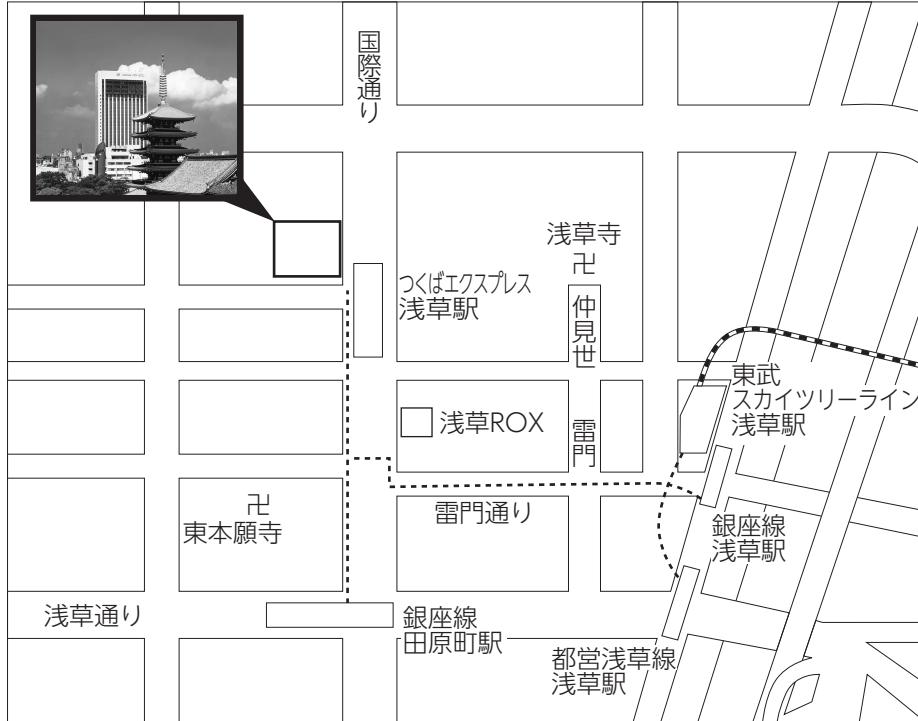
名 称	應和監査法人	
主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田神保町1丁目105番地 神保町三井ビルディング	
沿 革	2007年5月	監査業務・支援業務を目的に設立
	2008年7月	應和監査法人に改称
	2013年4月	AGN International Ltdのグローバルネットワークにメンバーファームとして加入
	2023年7月	Allinial Globalのグローバルネットワークにメンバーファームとして加入
概 要	出資金	17百万円
	構成人員	パートナー（社員） 5名
		職員
		公認会計士 17名
		その他専門職員 17名
		事務職員 3名
		合計 42名
		(2024年1月31日現在)

以 上

株主総会会場ご案内

日時 2024年3月26日（火曜日）午前10時（開場：午前9時）

会場 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 4階「飛翔の間」



交通 鉄道のご利用案内

つくばエクスプレス「浅草駅」A 2 出口徒歩1分
東京メトロ銀座線「田原町駅」3番出口徒歩7分
東京メトロ銀座線「浅草駅」1番出口徒歩10分
東武スカイツリーライン「浅草駅」松屋出口徒歩10分
都営地下鉄浅草線「浅草駅」A 4 出口徒歩13分

竹本容器株式会社



株主各位

**第73期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

【連結計算書類】
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

【計算書類】
株主資本等変動計算書
個別注記表

竹本容器株式会社

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日)
(至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	803,421	1,030,222	8,399,390	△479	10,232,555
当期変動額					
剰余金の配当			△442,036		△442,036
親会社株主に帰属する 当期純利益			294,777		294,777
自己株式の取得				△374,000	△374,000
自己株式の処分		362		2,394	2,756
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	362	△147,258	△371,605	△518,502
当期末残高	803,421	1,030,584	8,252,131	△372,084	9,714,053

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	2,522	993,167	7,879	1,003,569	52,181	11,288,306
当期変動額						
剰余金の配当						△442,036
親会社株主に帰属する 当期純利益						294,777
自己株式の取得						△374,000
自己株式の処分						2,756
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△99	240,662	2,949	243,512	△2,861	240,651
当期変動額合計	△99	240,662	2,949	243,512	△2,861	△277,850
当期末残高	2,422	1,233,830	10,829	1,247,081	49,320	11,010,455

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社数 7社

連結子会社の名称

株式会社共栄プラスコ

上海竹本容器包装有限公司

竹本容器(昆山)有限公司

TAKEMOTO PACKAGING INC.

Takemoto Netherlands B.V.

TAKEMOTO PACKAGING (THAILAND) CO., LTD.

TAKEMOTO YOHKI INDIA PRIVATE LIMITED

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ.有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ.棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ.有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～47年
機械装置及び運搬具	2～12年
工具、器具及び備品	2～20年
金型	2～8年

ロ.無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ.リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

二.長期前払費用

均等償却によっております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

イ.退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ.数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ.小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

⑤収益及び費用の計上基準

当社グループは容器の製造販売を主な事業としております。販売契約に基づき受注した商品及び製品の支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されることとなりますが、商品及び製品の出荷時から支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の代替的な取り扱いを適用し、出荷時点において収益を認識しております。

⑥重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、取

益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

2. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度において、TAKEMOTO YOHKI INDIA PRIVATE LIMITED の固定資産（有形固定資産の帳簿価額425,718千円及び無形固定資産の帳簿価額157,691千円）、上海竹本容器包装有限公司の固定資産（有形固定資産の帳簿価額89,802千円及び無形固定資産の帳簿価額230千円）、竹本容器（昆山）有限公司の固定資産（有形固定資産の帳簿価額1,118,287千円及び無形固定資産の帳簿価額47,056千円）について、当該会社（以下、資産グループ）が使用している営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているため、減損の兆候があると判断しております。

ただし、事業計画に基づいて算定した資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

資産グループが使用している営業活動から生ずるキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっている等、減損の兆候がある場合には、資産グループについて減損損失を認識するかどうかの判定を行います。

減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識します。

減損損失を認識すべきであると判定された資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失としております。

当連結会計年度においては、減損の兆候があると判断した資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を上回ったため、減損損失を認識しておりません。

②主要な仮定

資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会の承認を得た事業計画を基礎としております。

将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、事業計画の基礎となる金型保有数と1金型当たりの販売金額に基づく売上高及び売上総利益率であり、不動産の処分価格等も加味しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産

建物及び構築物	111,487千円
土地	198,900千円
計	<u>310,387千円</u>

②担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	7,740千円
長期借入金	－千円
計	<u>7,740千円</u>

(2) 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日は金融機関が休日であったため、連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	78,399千円
------	----------

(3) 資金の効率的な調達を行うため、取引銀行8行と貸出コミットメント契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント及び当座貸越極度額の総額	3,902,900千円
借入実行残高	－千円
差引額	<u>3,902,900千円</u>

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,529,200	-	-	12,529,200

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月28日 定時株主総会	普通株式	225,518千円	18.00	2022年12月31日	2023年3月29日
2023年7月31日 取締役会	普通株式	216,518千円	18.00	2023年6月30日	2023年9月1日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月26日 定時株主総会	普通株式	216,576千円	利益剰余金	18.00	2023年 12月31日	2024年 3月27日

- (3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数
普通株式 77,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については、設備投資計画に照らして、主に銀行借入によっております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。また、売掛債権管理規程に従い、取引先の信用状況を定期的に把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で9年であります。借入金は、主に固定金利による調達により、金利の変動リスクを抑制しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ.信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は売掛債権管理規程に従い、営業債権について営業部業務担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングして取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

ロ.市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価又は発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

ハ.資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することによって、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似す

るものについては、記載を省略しております。また、投資有価証券については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	2,917,723	2,864,272	△53,451

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	2,864,272	—	2,864,272

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

地域別に分解した顧客との契約から生じる収益は、以下のとおりです。なお、売上高は連結会社を所在地別に分類しております。

主たる地域市場	売上高 (千円)
日本	11,403,480
中国	2,434,430
欧米	231,556
その他 アジア	493,767
地域間の消去額 (注)	△246,124
計	14,317,109

(注)「地域間の消去額」の区分は、控除すべき地域間の内部取引売上高の金額を表示しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)会計方針に関する事項⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度(千円)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,363,264
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,034,150
契約資産(期首残高)	—
契約資産(期末残高)	—
契約負債(期首残高)	206,912
契約負債(期末残高)	239,656

(注)契約負債は顧客からの前受金であります。前受金は連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

②残存履行義務に配分した取引価格
該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	911.00円
1株当たり当期純利益金額	24.40円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	24.30円

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日)
(至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	803,421	850,479	179,743	1,030,222	10,600
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			362	362	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	362	362	-
当期末残高	803,421	850,479	180,105	1,030,584	10,600

	株主資本					評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計			
	その他利益剰余金		利益剰余金合計					
	別途積立金	繰越利益剰余金		その他有価証券評価差額金				
当期首残高	118,000	6,011,405	6,140,005	△479	7,973,170	2,522	52,181	8,027,874
当期変動額								
剰余金の配当		△442,036	△442,036		△442,036			△442,036
当期純利益		527,086	527,086		527,086			527,086
自己株式の取得				△374,000	△374,000			△374,000
自己株式の処分				2,394	2,756			2,756
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						△99	△2,861	△2,960
当期変動額合計	-	85,049	85,049	△371,605	△286,193	△99	△2,861	△289,154
当期末残高	118,000	6,096,454	6,225,054	△372,084	7,686,976	2,422	49,320	7,738,719

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品及び製品、仕掛品、原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～47年
構築物	2～20年
機械及び装置	2～12年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～20年
金型	2年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

④長期前払費用

均等償却によっております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は連結計算書類におけるこれらの処理と異なっております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は容器の製造販売を主な事業としております。販売契約に基づき受注した商品及び製品の支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されることとなりますが、商品及び製品の出荷時から支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の代替的な取り扱いを適用し、出荷時点において収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

勘定科目	当事業年度計上額 (評価後) (千円)	当事業年度 評価損金額 (千円)
関係会社株式	2,274,763	2,274,763

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は有価証券の減損に関する会計方針を定めており、市場価格のない関係会社株式について、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額を実質価額とし、実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下しているものの、実行可能で合理的な事業計画があり回復可能性が十分な証拠をもって裏付けられる場合には減損処理を行わない方針としております。

実質価額の回復可能性の判定に際しては、事業計画の実行可能性と合理性を、直近の事業計画の達成状況も考慮して検討することにより減損処理の要否を検討しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)関係会社に対する資産及び負債

短期金銭債権	73,551千円
長期金銭債権	59,400千円
短期金銭債務	63,033千円

(2)有形固定資産の減価償却累計額 8,567,559千円

(3)担保付債務

担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	7,740千円
長期借入金	—千円
計	<u>7,740千円</u>

当該債務は子会社の工場の担保提供を受けております。

(4)事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日は金融機関が休日であったため、次の事業年度末日満期手形が事業年度末残高に含まれております。

受取手形 78,399千円

(5)資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と貸出コミットメント契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント契約及び当座貸越契約極度額	3,200,000千円
借入実行残高	—千円
差引額	<u>3,200,000千円</u>

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

売上高

133,860千円

仕入高

52,000千円

その他営業取引の取引高

700,281千円

営業取引以外の取引高

51,413千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数

普通株式

497,200株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払事業税		11,920千円
未払賞与		6,933千円
未払法定福利費		8,708千円
退職給付引当金		107,202千円
一括償却資産に係る損金算入限度超過額		1,373千円
会員権評価損		9,545千円
関係会社株式評価損		403,571千円
減価償却超過額		8,001千円
資産除去債務		3,021千円
新株予約権		15,101千円
その他		14,996千円
小計		590,376千円
評価性引当額		△416,108千円
繰延税金資産	合計	174,268千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用		△847千円
その他有価証券評価差額金		△1,069千円
繰延税金負債	合計	△1,916千円
繰延税金資産	純額	172,352千円

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表6.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注) 2	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 共栄プラスコ	所有 直接100.0	資金の貸付先 役員の兼任 担保被提供	資金の貸付 (注) 1	—	関係会社 短期貸付金	—
				資金の回収 (注) 1	100,000		
				利息の受取 (注) 1	999	—	—
子会社	TAKEMOTO YOHKI INDIA PRIVATE LIMITED	所有 間接100.0	資金の貸付先 役員の兼任	資金の貸付 (注) 1	—	関係会社 長期貸付金	—
				利息の受取 (注) 1	16,141	流動資産 その他	—

取引条件及び取引価額の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 取引金額には消費税が含まれておりません。

(2) 役員及び主要株主等

種類	氏名	議決権の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	(取引金額 (千円) (注) 2	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	竹本 笑子	被所有 直接23.85	当社代表取締役 社長	自己株式の取得 (注) 3	374,000	—	—

- (注) 3. 自己株式の取得は、2023年2月6日開催の取締役会決議に基づき、2023年2月7日に自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得しており、取引価格は取引前日の終値によるものであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	639.08円
1株当たり当期純利益金額	43.63円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	43.46円

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。